

議会運営委員長 あいさつ

こんにちは。本日は休日にもかかわらず、市民のみなさんにもご案内したところ、多数の市民のみなさんにもご参加いただきありがとうございます。また遠くから私たちの希望に答えていただき、中尾先生には講師をお引き受けいただき感謝申し上げる次第です。

昨年10月には、廣瀬克哉先生をお招きし、議会本条例の基本的な考え方について講演をいただきました。しかし、残念ながら途中で市長選挙をはさんだため、3か月ぐらい協議がストップしておりました。現在市議会全体が急ピッチで、スケジュールの遅れを取り戻すために努力しているところです。

議会運営委員会での議会基本条例の取り組み状況をお話させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1 昨年、市民から「議会基本条例の制定に向けた具体的な調査・検討を求める陳情書」が提出され、慎重審査の結果は採択となり、議会基本条例の制定にむけて一歩前に進むことになりました。

昨年議会運営委員会では、作業工程を議員のみなさんにお示しし、さらに制定に向けて実働する期間です。来年3月までには制定することを目標にしています。ただし来年は市議会議員選挙の年でもありますので、できる限り前倒しで制定しようという声も出されております。また慎重にという声もあります。

小金井市議会の特徴は、「言論の府」としての役割を十分に発揮し、議案や請願・陳情書等の質疑を保障し、活発な議論を行うのが伝統です。一般質問は1人会派も含めすべての議員に1時間保障されております。また委員会の発言などには時間制限はありません。

また議員の提案権を活用し、予算や市長提案の条例に対する修正や条例案提案も推し進めてきました。地下水保全条例、都市計画税の増税案に対する修正、私立幼稚園の保護者補助金の助成条例の制定、現在はアスベスト飛散防止条例にとりくんでいるところです。もちろんこれらは行政、議会事務局のお力も借りながらです。感謝しています。ありがとうございます。

さらに、議会運営では一人の会派を認め、1人会派も各会派代表者会議の出席をしています。

こうした他市に引けを取らない小金井市議会の特徴ですが、この数年間で他市議会の取り組みはそれ以上に進んでいることを実感しています。小金井市議会として、市長と対等

平等であり、議会としての権能を高め、市民にわかりやすい市議会にさらに研鑽を重ねていくことが求められ、議会基本条例の制定にむけた協議をすすめることになりました。

さらにこの7、8年で小金井市議会は、一般質問席の位置の変更、1問1答方式の導入、請願・陳情書の陳述者の陳述時間の延長、政務調査費、議長交際費の公開、傍聴者用の資料の配布を増やすなど大小様々な議会改革にとりくんできました。

議会基本条例制定のすすめ方は次の5点です。

1点目は全議員が同じスタートラインにつき、ゴールもみんなで一斉にゴールすることです。そのため節目で、議員懇談会を開催し、議会運営委員会での協議の状況を確認することです。この間2回開催させていただいています。そして議員向けに推進ニュースを発行し、議会運営委員会で何が決まったのかを議論に参加していない方にも情報がわかるような努力をしています。

2点目は時間がある限り市民のみなさんの市議会に対する意見を制定に生かしていくことです。そのため、市民アンケート、市民との懇談会、条例案のパブリックコメントなどを実施する。市民アンケートは先日最終のものを完成させました。4月に発送作業を行います。また本日終わった後に市民のみなさんとの懇談も準備させていただいております。今後の日程としては、5月13日（日）には試験的議会報告会、7月1日には議会本条例制定のシンポジウムも予定しております。ぜひ多くの方のご参加をお願い申し上げます。

3点目は議会事務局の力は借りずに、自分たちで制定することです。そのため推進体制をつくっております。作業グループを3つに分け、調査グループ、広報・企画グループ、市民アンケートグループでそれぞれが課題を整理し、グループでまとめた案を提出していただき、議論を深めることにしています。1グループ2名の構成です。市民アンケートの封筒への封入作業は議会が行います。

4点目は、専門家のご意見、他市の実施状況を学ぶことです。現在他市の議会報告会を見学に行くことです。

決めた目標は理想的ですが、課題が多く、様々な状況の中で議会基本条例の意義をはじめとした内容の議論は緒に就いたばかりです。

本日の中尾先生のお話は、今後の議論を深める大きな力になると期待しております。本日の時間が後に述べ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上